

附置義務駐輪場の設置

市内で建物を建築予定の 事業者様へ

附置義務 対象要件

1. 用途地域が **商業**地域 または **近隣商業**地域
2. **新築** または **増築**

このふたつの要件の両方に該当する場合

建物用途や施設の規模に応じて
駐輪場を設置しなければなりません

なぜ駐輪場を設置しなければならない？

柏市では、昭和59年から柏市自転車等の放置防止に関する条例を施行し、公共の場所における自転車等の放置を防止し、生活環境の保全と都市機能の維持を図るため、自転車等の駐車需要を大量に発生させる一定規模以上の施設を新築又は増築する場合の駐輪場の設置を義務化しています。

お問い合わせ

柏市役所 自転車対策室

柏市柏5-10-1（本庁舎4階）

TEL 04-7167-1304

対象の施設

施設の用途	施設の規模	施設の範囲	床面積の範囲
<ul style="list-style-type: none"> ● 百貨店 ● スーパーマーケット ● その他の小売店舗 食料品・衣料品・玩具 書籍 など 	店舗面積 200㎡ を超えるもの	店舗面積 20㎡ ごとに1台	売場 売場間の通路 ショーウィンドウ ショールーム 承り所 物品加工修理場 その他
<ul style="list-style-type: none"> ● 銀行 ● その他の金融機関 信用金庫・信用組合・生命 保険・損害保険・証券 農業協同組合・質店 サラリーマンローン など 	店舗面積 150㎡ を超えるもの	店舗面積 15㎡ ごとに1台	銀行室 一般応接室 ショーウィンドウ その他
<ul style="list-style-type: none"> ● 遊技場 ぱちんこ屋 ゲームセンター など 	店舗面積 100㎡ を超えるもの	店舗面積 10㎡ ごとに1台	遊技室 景品交換所 その他
<ul style="list-style-type: none"> ● 学習塾 ● 予備校 ● 文化教室 英会話・音楽・美術 料理・洋裁・編物 いけばな教室など 	店舗面積 100㎡ を超えるもの	店舗面積 10㎡ ごとに1台	教室、実習室 その他
<ul style="list-style-type: none"> ● 飲食店 ● ファミリーレストラン ● 食堂 ● 喫茶店 	店舗面積 300㎡ を超えるもの	店舗面積 30㎡ ごとに1台	食堂 調理室 ショーウィンドウ その他
<ul style="list-style-type: none"> ● 病院 ● 診療所等の医療機関 	店舗面積 300㎡ を超えるもの	店舗面積 30㎡ ごとに1台	待合室 診療室 処置室 ロビー その他
上記以外のもので 市長が必要と認めるもの (例) スポーツジム	店舗面積 300㎡ を超えるもの	店舗面積 30㎡ ごとに1台	

算定の注意事項

- 1. 算定対象の基本は、**利用客が出入りする場所**となります。
- 2. トイレ、階段、エスカレーター、エレベーターは**算定対象外**です。
- 3. 駐輪場の規模の算定で端数が生じたときは、これを**切り捨てます**。

複合用途施設の計算方法



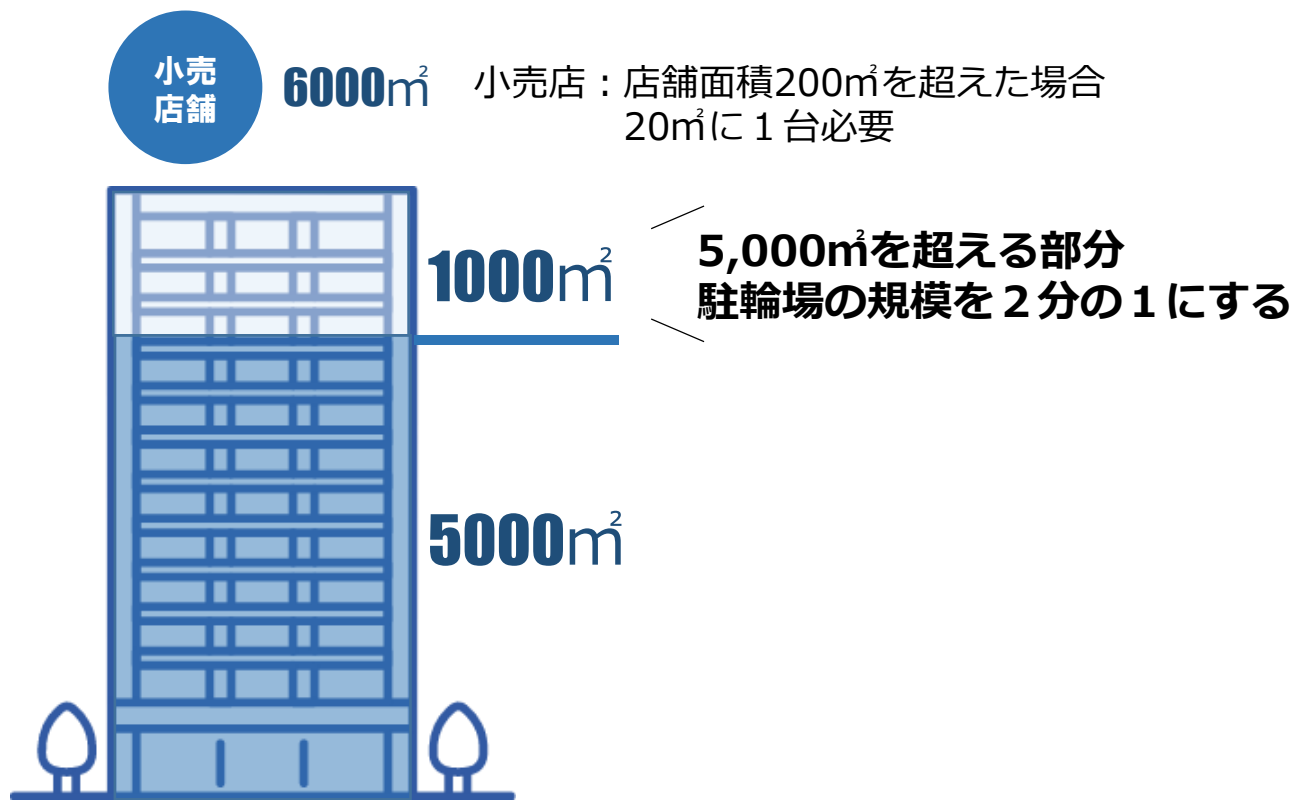
複合用途施設については、2ページ表（対象の施設）に示す施設の規模以下の場合、施設の用途毎に駐輪場の規模を算定し、**すべての合計が10台以上**となる場合は、駐輪場を設置しなければなりません。

【算定例】小売店舗（100㎡）と金融機関（100㎡）の場合

施設の用途	算定式	台数
小売店舗（100㎡）	20㎡に1台のため $100\text{㎡} \div 20\text{㎡} = 5$	5台
金融機関（100㎡）	15㎡に1台のため $100\text{㎡} \div 15\text{㎡} = 6.6666\dots$	端数切り捨てで 6台
2店舗の台数を合計	5台 + 6台	<u>合計11台</u> <u>10台以上のため駐輪場の設置が必要</u>

大規模施設（5,000㎡以上）の計算方法

対象施設の店舗面積が5,000㎡を超える施設は、**5,000㎡を超える部分**について、2ページ表（対象の施設）のとおり算定した駐輪場の規模を**2分の1**にします。



【算定例】小売店舗（6000㎡）の場合

店舗面積の取り扱い	算定式	台数
6,000㎡のうち 5,000㎡の面積	20㎡に1台のため $5,000\text{㎡} \div 20\text{㎡} = \mathbf{250}$	250台
6,000㎡のうち 1,000㎡の面積 (5,000㎡を超える部分)	20㎡に1台のため $1,000\text{㎡} \div 20\text{㎡} = \mathbf{50}$ 算定の規模 $\mathbf{50} \times \frac{1}{2} = \mathbf{25}$	25台
上記算定による台数を合計	250台 + 25台	合計275台

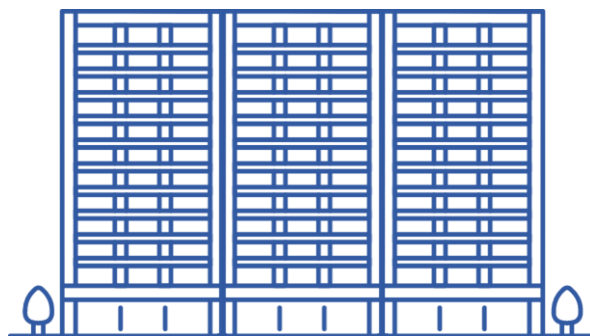
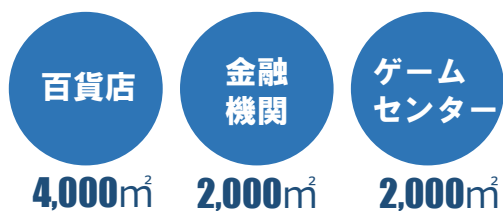
複合用途施設（5,000㎡以上）の計算方法

1. 5,000㎡を超える面積 / 店舗合計面積㎡ = 割合
2. 用途毎の合計面積 × 1で算出した割合 = 逓減対象面積
3. 用途毎の合計面積 - 逓減対象面積 / ○○㎡毎に1台 = 駐輪場台数①
4. 逓減対象面積 / ○○㎡毎に1台 × ½ = 駐輪場台数②
5. 駐輪場台数① + 駐輪場台数② = 駐輪場設置台数④
6. 各用途毎に2～5までを繰り返す（駐輪場設置台数⑤、⑥ …）
7. 駐輪場設置台数④ + ⑤ + ⑥ … = 駐輪場設置合計台数
8. 7の駐輪場設置合計台数が10台以上の場合は、附置義務の対象

【算定例】複合用途施設8,000㎡

百貨店（4,000㎡） 金融機関（2,000㎡） ゲームセンター（2,000㎡）

複合用途施設
8,000㎡



1. $\frac{3,000\text{㎡}}{8,000\text{㎡}} = \frac{3}{8}$

2. 百貨店（4,000㎡）の計算

$$4,000\text{㎡} \times \frac{3}{8} = 1,500\text{㎡}$$

$$\frac{4,000\text{㎡} - 1,500\text{㎡}}{20\text{㎡毎に1台}} = 125\text{台}$$

$$\frac{1,500\text{㎡}}{20\text{㎡毎に1台}} \times \frac{1}{2} = 37\text{台}$$

$$125\text{台} + 37\text{台} = \underline{162\text{台}} \text{ ①}$$

3. 金融機関（2,000㎡）の計算

$$2,000\text{㎡} \times \frac{3}{8} = 750\text{㎡}$$

$$\frac{2,000\text{㎡} - 750\text{㎡}}{15\text{㎡毎に1台}} = 83\text{台}$$

$$\frac{750\text{㎡}}{15\text{㎡毎に1台}} \times \frac{1}{2} = 25\text{台}$$

$$83\text{台} + 25\text{台} = \underline{108\text{台}} \text{ ②}$$

3. ゲームセンター（2,000㎡）の計算

$$2,000\text{㎡} \times \frac{3}{8} = 750\text{㎡}$$

$$\frac{2,000 - 750\text{㎡}}{10\text{㎡毎に1台}} = 125\text{台}$$

$$\frac{750\text{㎡}}{10\text{㎡毎に1台}} \times \frac{1}{2} = 37\text{台}$$

$$83\text{台} + 25\text{台} = \underline{162\text{台}} \text{ ③}$$

4. ① + ② + ③ = **432台**

10台を超える場合は附置義務の対象となる

432台の駐輪場を設置

増築する場合の算定方法

ケース1 施設を建てる時に

商業地域（近隣商業地域）である
附置義務の対象施設である

建物を新築した



新築時の附置義務
あり

その後に増築した



増築時の附置義務
あり

【算定例】

条例施行後に新築した600㎡の銀行



1,600㎡に増築する場合

(銀行：店舗面積150㎡を超える場合 15㎡毎に1台)

	計算式	台数
新築時 600㎡	$\frac{600\text{㎡}}{15\text{㎡毎に1台}}$	40台
増築時 1,600㎡	$\frac{1,600\text{㎡}}{15\text{㎡毎に1台}}$	106台
台数計	106台 - 40台 (新築時の台数控除)	合計66台

ケース2 施設を建てる時に

商業地域（近隣商業地域）ではない
附置義務の対象施設ではない

建物を新築した



新築時の附置義務
なし

条例施行

その後に増築した



増築時の附置義務
あり

【算定例】

条例施行前に新築した
300㎡のスーパーマーケット



条例施行後500㎡に増築する場合

(スーパーマーケット：店舗面積200㎡を超える場合 20㎡毎に1台)

	計算式	台数
新築時 300㎡	附置義務なし	0台
増築時 500㎡	$\frac{500\text{㎡} - 300\text{㎡} = 200\text{㎡}}{20\text{㎡毎に1台}}$	10台
台数計	新築時の台数 0台 増築時の台数 10台	合計10台

増築する場合の算定方法

ケース3 複合用途施設の増築

施設を建てる時に
商業地域（近隣商業地域）である
附置義務の対象施設である

複合用途施設を新築した



新築時の附置義務
あり

その後に増築した



増築時の附置義務
あり

【算定例】

条例施行後に新築した複合用途施設
スーパーマーケット200㎡・銀行100㎡

↓
スーパーマーケット500㎡・銀行150㎡に増築する場合

(スーパーマーケット：店舗面積200㎡を超える場合 20㎡毎に1台)

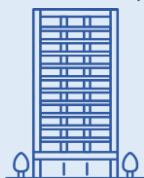
(銀行：店舗面積150㎡を超える場合 15㎡毎に1台)

	計算式	台数
新築時 300㎡	スーパー： $\frac{200\text{㎡}}{20\text{㎡毎に1台}}$ 銀行： $\frac{100\text{㎡}}{15\text{㎡毎に1台}}$	16台
増築時 650㎡	スーパー： $\frac{500\text{㎡}}{20\text{㎡毎に1台}}$ 銀行： $\frac{150\text{㎡}}{15\text{㎡毎に1台}}$	35台
台数計	35台 - 16台 (新築時台数控除)	合計19台

ケース4 施設の増築により 5,000㎡を超える場合

施設を建てる時に
商業地域（近隣商業地域）ではない
附置義務の対象施設ではない

建物を新築した



新築時の附置義務
なし

条例施行

その後に増築した



増築時の附置義務
あり

【算定例】

条例施行前に新築した
1,000㎡の百貨店

↓
条例施行後1,300㎡に増築

↓
さらに7,000㎡に増築
(百貨店：店舗面積200㎡を超える場合 20㎡毎に1台)

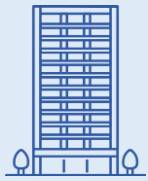
	計算式	台数
新築時 1,000㎡	附置義務なし	0台
増築① 1,300㎡	$\frac{1,300\text{㎡} - 1,000\text{㎡}}{20\text{㎡毎に1台}}$	15台
	7,000㎡ - 1,000㎡ = 6,000㎡	
増築② 7,000㎡	$\frac{5,000\text{㎡}}{20\text{㎡毎に1台}}$ (250台)	275台
	$\frac{6,000\text{㎡} - 5,000\text{㎡}}{20\text{㎡毎に1台}} \times \frac{1}{2}$ (25台)	
台数計	増築部分をすべて新築したとみなす 275台 - 15台	合計 260台

増築する場合の算定方法

ケース5 複合用途施設の増築により、5,000㎡を超える場合

建物を建てる時に
商業地域（近隣商業地域）ではない
附置義務の対象施設ではない

複合用途施設を新築した



新築時の
附置義務
なし

条例
施行

その後に増築して5,000㎡を超えた



増築時の
附置義務
あり

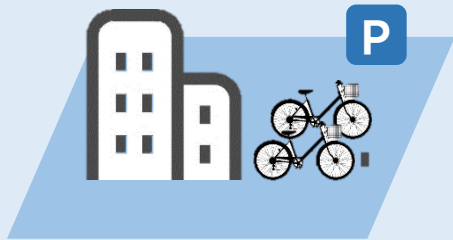
【算定例】

条例施行前に新築した複合用途施設
百貨店2,000㎡・銀行500㎡
↓
条例施行後に
百貨店3,000㎡・銀行1,500㎡に増築
↓
さらに
百貨店6,500㎡に増築

施設の使用	施設の規模	施設の範囲
百貨店	店舗面積 200㎡ を超える場合	20㎡ 毎に1台
銀行	店舗面積 150㎡ を超える場合	15㎡ 毎に1台

計算式		台数
新築時 2,500㎡	附置義務なし	0台
増築① 4,500㎡	$\begin{aligned} \text{百貨店} &: \frac{3,000\text{㎡}}{20\text{㎡毎に1台}} = \mathbf{150台} \\ \text{銀行} &: \frac{1,500\text{㎡}}{15\text{㎡毎に1台}} = \mathbf{100台} \quad \text{計} \mathbf{250台} \geq \mathbf{10台} \text{ (附置義務あり)} \end{aligned}$ $\frac{3,000\text{㎡} - 2,000\text{㎡}}{20\text{台毎に1台}} + \frac{1,500\text{㎡} - 500\text{㎡}}{15\text{台毎に1台}} = \mathbf{116台}$ <p>増築①・②部分を一度に新築したとみなした場合の規模 (百貨店6,500㎡ - 2,000㎡) + (銀行1,500㎡ - 500㎡) = 5,500㎡ ≥ 5,000㎡</p>	116台
増築② 8,000㎡	$\frac{5,500\text{㎡} - 5000\text{㎡}}{5,500\text{㎡}} = \frac{1}{11} \quad \text{(5,000㎡を超える割合)}$	277台
	$\begin{aligned} \text{百貨店} &: \frac{4,500\text{㎡} \times (1 - 1/11)}{20\text{㎡毎に1台}} + \frac{4,500\text{㎡} \times 1/11}{20\text{㎡毎に1台}} \times \frac{1}{2} = \mathbf{214台} \\ \text{銀行} &: \frac{1,000\text{㎡} \times (1 - 1/11)}{15\text{㎡毎に1台}} + \frac{1,000\text{㎡} \times 1/11}{15\text{㎡毎に1台}} \times \frac{1}{2} = \mathbf{63台} \end{aligned}$	
台数計	277台 - 116台 (増築①設置台数控除)	合計161台

1



施設の敷地内に設置してください。

敷地外に設置する場合は、施設から概ね50m以内に設置してください。

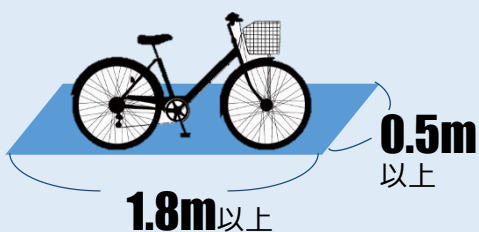
施設の上層階、地下その他の利用しにくい位置（自転車を押し歩きできない位置）への設置は避けてください。

2



利用者の安全が確保され、自転車が効率的に駐輪することができるように配慮してください。

3



平置きの場合、1台分のスペースは幅0.5m、奥行き1.8m以上とします。

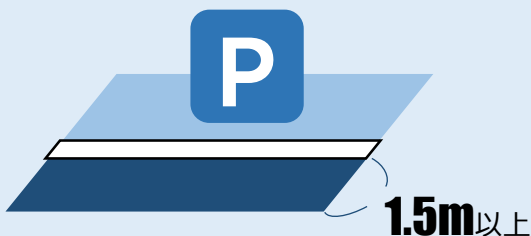
（自転車ラックを設置する場合は除きます）

4



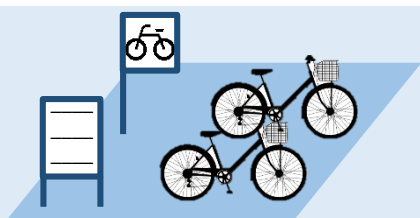
区画線の設置その他の方法により、駐車区画と通路を区分してください。

5



通路の幅員は1.5m以上とします。

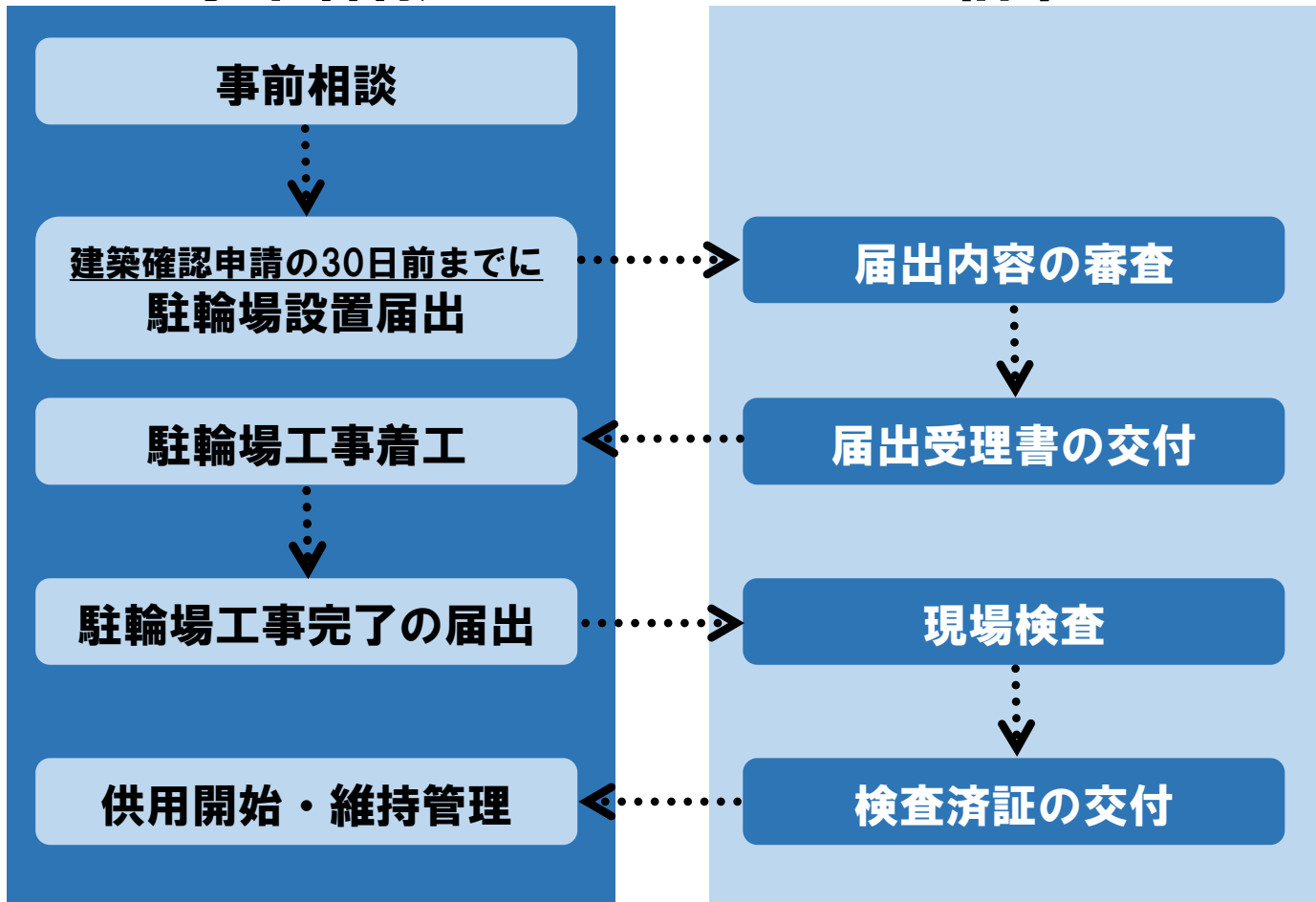
6



利用者を駐輪場へ案内する表示板を設置してください。

事業者様

柏市



駐輪場設置届出書の提出

必ず事前に相談してください。

建築確認申請提出の30日

前までに駐輪場設置届出書を届出
出してください。

なお、駐輪場設置届出書には、
右記の書類を添付してください。

1. 駐輪場の位置図
2. 店舗面積が算定できる図面
駐輪場の平面図及び立面図
3. 駐輪場施設図
4. 詳細図（建設物内）
5. 附置義務の届出に関する委任状
（事業者から附置義務に関する事務の委任
を届出者（工事業者等）が受ける場合）
6. その他

工事の内容が変わり 駐輪場の台数を変える時はどうする？

まずは事前にご相談ください。

駐輪場設置届出書の内容に変更が生じる場合には、

駐輪場設置変更届出書を提出してください。

駐輪場工事完了届の提出

駐輪場の設置工事が完了した場合には、**駐輪場工事完了届**を提出してください。

現場検査

事業主又は工事責任者と日程調整の上、現場検査を行います。

現場で駐輪場や建物について質問させていただきます。

責任者（担当者）の立ち合いをお願いします。

検査済証の交付

現場検査の結果、適切に駐輪場を設置している場合は、

駐輪場施設検査済証を交付いたします。

施設の新築・増築施設の附置義務または当該駐輪場の管理に違反した場合、違反内容を是正するために**勧告**することがあります。

市の勧告に従わなかったときは、意見を述べる機会を与えます。当該意見の内容が正当な理由でない場合は、以下の内容を公表することがあります。

1. 施設の所在地及び名称
2. 勧告の内容

Q1 「駐輪場設置届出書」の提出時に、施設用途が決まっていない、テナントが未定の際の計算方法はどのように取り扱うべきか？

原則、建築確認申請と同じ施設用途としてください。

用途が未定の場合は、附置義務の台数の基準が**最も厳しい用途の基準**（店舗面積100㎡を超えるもの／10㎡に1台）にあわせて台数を確保しておくこと、用途が変更になった際でも附置義務に必要な台数を満たすことができます。

「駐輪場設置届出書」の提出から「駐輪場工事完了届」の提出までの間に工事内容が変わる場合は変更届を提出してもらうことで用途を確定することが可能です。

Q2 マンションにテナントが入る予定である。テナント部分は附置義務の対象となるが、マンション部分はどのように取り扱うべきか？

マンションにテナント等を設置する場合は、当該部分に駐輪場附置義務が発生します。

マンションなどの住居スペースについては附置義務の対象から除外されます。

また、附置義務対象の駐輪場と住居者用駐輪場を兼用することはできません。

なお、住居者用の駐輪場を設置しなかったことにより自転車等が施設周辺の自転車等放置禁止区域に止まっている場合は、自転車を撤去することとなりますのでご注意ください。

Q3 施設従業員の執務室や作業室等、利用客が出入りすることがない箇所は算定対象の面積に含まれるか？

従業員の執務室や作業室等は算定の対象から**除外**します。

ただし、執務室の一部に窓口カウンターなどを設置して利用客の出入りを想定している場合は当該面積部分を算定の対象とします。

（例）窓口カウンター、医療機関の処置室・レントゲン室など

また、医療機関の場合で、入院患者用ベッドを配置している部屋は対象から除きます。

施設の用途により、算定となる対象面積は違います。算定の対象となるかご不明な場合は、事前にご相談ください。

Q4 施設従業員用の駐輪場と利用客用の附置義務駐輪場を兼用することはできるか？

附置義務対象の駐輪場と従業員用駐輪場を兼用することはできません。

従業員用駐輪場と附置義務駐輪場はそれぞれ設置してください。なお、従業員用駐輪場の設置台数の規定はございません。

Q5 近くに民間の駐輪場があるので、その駐輪場と契約して附置義務台数を満たせば、新たに駐輪場を設置しなくてもよいか？

他の駐輪場を利用して附置義務台数を満たすことはできません。

施設内に新たに駐輪場を設置してください。

Q6 敷地内に平置きで駐輪場を設置することができるスペースがなく、駐輪場の設置が難しい。どのように対応すればよいか？

例えば、敷地内に二段式ラックを設置することで附置義務台数を満たすことができれば問題ありません。

また、敷地内に駐輪場を設置することが難しい場合は、施設から概ね50メートル以内に駐輪場を設置してください。

Q7 美容室や理容室は駐輪場附置義務の対象になるか？

美容室や理容室は、現時点では、一度に多くの利用客が出入りすることが少ないため、附置義務の対象から除外しています。

駐輪場設置変更届出書

令和 年 月 日

柏市長様

事業者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者）

印

届出の取扱者

電話番号

駐輪場の設置変更について、次のとおり届け出ます。

		変 更 前					変 更 後				
所在地											
施設の用途											
構造・階数											
店舗面積		m ²					m ²				
駐輪場の規模		m ²					m ²				
自転車収容台数		台					台				
開業予定日		年 月 日					年 月 日				
添付書類		1 駐輪場の位置図 2 店舗面積が算定できる図面 3 駐輪場の平面図及び立面図					4 駐輪場施設図 5 詳細図（建設物内） 6 その他				
※ 審査欄	変更後店舗面積（A）		設置基準（B）			必要台数（A）／（B）					
	m ²					台					
	決	市長	副市長	副市長	部長	次長	課長	室長	副参事	担当 リーダー	担当
裁											

（注）二重線のみ記入し、※印欄には記入しないでください。

駐輪場工事完了届

令和 年 月 日

柏市長様

事業者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者）

印

柏市自転車等放置防止条例（第14条）に基づき、設置した駐輪場が完了したので届け出ます。

記

- | | | |
|----------|----------|----------------|
| 1 届出受理番号 | 令和 年 月 日 | 柏土自第 号 |
| 2 事業区域 | 柏市 | 番 |
| 3 駐輪場施設 | 柏市 | 番 |
| | 面積 | m ² |
| | 収容台数 | 台 |
| 4 工事完了日 | 令和 年 月 日 | |